

令和二年秋田県議会第一回定例会会議録

第九号

議事日程第九号

令和二年三月十九日（木曜日）

午後一時開議

第一、議案第一一八号	秋田県教育委員会教育長の任命について	第一七、議案第 五二二号	令和二年秋田県公債費管理特別会計予算
第二、議案第三七号	令和二年秋田県一般会計予算	第一八、議案第 五三三号	令和二年秋田県環境保全センター事業特別会計予算
第三、議案第三八号	令和二年秋田県証紙特別会計予算	第一九、議案第 五四四号	令和二年秋田県国民健康保険特別会計予算
第四、議案第三九号	令和二年秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	第二〇、議案第 五五五号	令和二年秋田県電気事業会計予算
第五、議案第四〇号	令和二年秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算	第二一、議案第 五六六号	令和二年秋田県工業用水道事業会計予算
第六、議案第四一号	令和二年秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算	第二二、議案第 五七七号	令和二年秋田県下水道事業会計予算
第七、議案第四二号	令和二年秋田県土地取得事業特別会計予算	第二三、議案第一一六号	令和元年度秋田県一般会計補正予算（第七号）
第八、議案第四三号	令和二年秋田県工業団地開発事業特別会計予算	第二四、議案第一一七号	令和二年秋田県一般会計補正予算（第一号）
第九、議案第四四号	令和二年秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算	第二五、議案第 五八八号	秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案
第一〇、議案第四五号	令和二年秋田県市町村振興資金特別会計予算	第二六、議案第 五九九号	地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案
第一一、議案第四六号	令和二年秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算	第二七、議案第 六〇〇号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
第一二、議案第四七号	令和二年秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算	第二八、議案第 六一一号	秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
第一三、議案第四八号	令和二年秋田県港湾整備事業特別会計予算	第二九、議案第 六二二号	秋田県部設置条例の一部を改正する条例案
第一四、議案第四九号	令和二年秋田県地域総合整備資金特別会計予算	第三〇、議案第 六三三号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案
		第三一、議案第 六四四号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

第三二、議案第 六五号	等に関する条例の一部を改正する条例案	第四六、議案第 七六号	秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例案
第三三、議案第 六六号	秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第四七、議案第 七七号	秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
第三四、議案第 六七号	秋田県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案	第四八、議案第 七八号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
第三五、議案第 一九号	市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案	第四九、議案第 七九号	秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例案
第三六、議案第一二三号	秋田県税条例の一部を改正する条例案	第五〇、議案第一二四号	秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例案
第三七、議案第 九二号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	第五一、議案第 九三号	令和二年度自然公園事業に要する経費の一部負担について
第三八、議案第 六八号	包括外部監査契約の締結について	第五二、議案第一二二一号	工事請負変更契約の締結について
第三九、議案第 六九号	秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例案	第五三、議案第 九四号	令和二年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担について
第四〇、議案第 七〇号	秋田県大麻取扱者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第五四、議案第 九五号	令和二年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担について
第四一、議案第 七一号	秋田県毒物劇物販売業登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第五五、議案第 九六号	令和二年度林道事業に要する経費の一部負担について
第四二、議案第 七二号	秋田県覚せい剤施用機関指定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第五六、議案第 八〇号	秋田県公営企業の設置等に関する条例及び秋田県下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
第四三、議案第 七三号	秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第五七、議案第 八一号	秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案
第四四、議案第 七四号	秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例案	第五八、議案第 八二号	秋田県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
第四五、議案第 七五号	秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案	第五九、議案第 八三号	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案
		第六〇、議案第 八四号	秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
		第六一、議案第 八五号	秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等

第六二、議案第 八六号	手数料徴収条例の一部を改正する条例案 秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案	第七六、議案第一二二号	工事請負変更契約の締結について
第六三、議案第 九一号	秋田県監査委員条例の一部を改正する条例案	第七七、議案第 八七号	秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案
第六四、議案第 九七号	令和二年度都市計画事業に要する経費の一部負担について	第七八、議案第 八八号	秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第六五、議案第 九八号	令和二年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について	第七九、議案第 八九号	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
第六六、議案第 九九号	令和二年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について	第八〇、議案第 九〇号	秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第六七、議案第一〇〇号	令和二年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について	第八一、議案第一二〇号	教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
第六八、議案第一〇一号	令和二年度流域下水道汚泥炭化施設の維持管理に要する経費の一部負担について	第八二、請願審査の件 請願第三二二号	県内市町村が実施する福祉医療制度を支援する助成対象範囲の拡大の請願について
第六九、議案第一〇二号	令和二年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について	第八三、意見書案第一号	イーリス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書
第七〇、議案第一〇三号	秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	第八四、議員派遣の件	
第七一、議案第一〇四号	秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	本日の会議に付した事件	
第七二、議案第一〇五号	米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	議事日程に同じ	
第七三、議案第一〇六号	令和二年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について	午後一時開議	
第七四、議案第一〇七号	河川法第四条第一項の一級河川の指定に対する意見について	本日の出席議員 四十三名	
第七五、議案第一〇八号	令和二年度港湾事業に要する経費の一部負担について	一 番 小野 一 彦 二 番 松田 豊 臣 三 番 鳥井 修 四 番 宇佐見 康 人 五 番 住谷 達 六 番 児玉 政 明 七 番 小山 緑 郎 八 番 鈴木 真 実	

九番	薄井司	十二番	加賀屋千鶴子
十一番	吉方清彦	十四番	佐々木雄太
十三番	杉本俊比古	十六番	鈴木健太
十五番	佐藤信喜	十八番	今川雄策
十七番	鈴木雄大	二十番	加藤麻里
十九番	佐藤正一郎	二十二番	三浦茂人
二十一番	小原正晃	二十四番	沼谷純
二十三番	高橋武浩	二十六番	佐藤雄孝
二十五番	北林丈正	二十八番	竹下博英
二十七番	石川ひとみ	三十番	東海林幸子
二十九番	渡部英治	三十二番	原幸子
三十一番	工藤嘉範	三十四番	近藤健一郎
三十三番	加藤鉦一	三十六番	佐藤賢一郎
三十五番	小松隆明	三十八番	石田寛
三十七番	三浦英一	四十番	土谷勝悦
三十九番	柴田正敏	四十二番	川口勝一
四十一番	鶴田有司		鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)広報監	渡辺雅人

●議長(加藤鉦一議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

企画振興部長	草薨作博
あきた未来創造部長	湯元巖
観光文化スポーツ部長	佐々木司
健康福祉部長	諸富伸夫
生活環境部長	高橋修
農林水産部長	齋藤了
産業労働部長	妹尾明
建設部長	小林賢太郎
会計管理者(兼)出納局長	赤川克宗
総務部次長	神部秀行
財政課長	神谷美来
教育委員会教育長	米田進
警察本部長	久田誠

議長報告 (朗読省略)

一、三月十八日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出

された。

(1) 議案第 三七号

(3) 同 第三九号

(5) 同 第四一号

(7) 同 第四三号

(9) 同 第四五号

(11) 同 第四七号

(13) 同 第四九号

(15) 同 第五一号

(17) 同 第五三号

(19) 同 第五五号

(21) 同 第五七号

(23) 同 第一七号

された。

(1) 議案第 五八号

(3) 同 第六〇号

(5) 同 第六二号

(7) 同 第六四号

(9) 同 第六六号

(11) 同 第六九号

(13) 同 第九二号

された。

(1) 議案第 六八号

(3) 同 第七〇号

(5) 同 第七二号

(7) 同 第七四号

(2) 同 第三八号

(4) 同 第四〇号

(6) 同 第四二号

(8) 同 第四四号

(10) 同 第四六号

(12) 同 第四八号

(14) 同 第五〇号

(16) 同 第五二号

(18) 同 第五四号

(20) 同 第五六号

(22) 同 第一六号

一、三月十八日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出

(2) 同 第五九号

(4) 同 六一号

(6) 同 六三号

(8) 同 六五号

(10) 同 六七号

(12) 同 第一二三号

一、三月十八日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出

(2) 同 六九号

(4) 同 七一号

(6) 同 七三号

(8) 同 七五号

(9) 同 第七六号

(11) 同 第七八号

(13) 同 第一二四号

(15) 同 第一二一号

一、三月十八日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出

された。

(1) 議案第 九四号

(3) 同 第九六号

一、三月十八日、次の議案について産業観光委員長から審査報告書が提出

された。

(1) 議案第 八〇号

一、三月十八日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出され

(1) 議案第 八一号

(3) 同 八三号

(5) 同 八五号

(7) 同 九一号

(9) 同 九八号

(11) 同 第一〇〇号

(13) 同 第一〇二号

(15) 同 第一〇四号

(17) 同 第一〇六号

(19) 同 第一〇八号

一、三月十八日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出

された。

(1) 議案第 八七号

(3) 同 八九号

(4) 同 第九〇号

(2) 同 第八八号

(10) 同 第七七号

(12) 同 第七九号

(14) 同 第九三号

一、三月十八日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

福祉環境委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、三月十九日、沼谷純議員から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第一号 イービス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書

一、議員の派遣に関する依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」とおりである。

一、三月十八日、人事委員会から地方公務員法第五条第二項の規定による回答があり、同日、各議員に配付した。

一、三月十一日、監査委員から監査の結果に関する報告があり、三月十八日、各議員に配付した。

一、三月十六日、監査委員から秋田県監査基準を策定した旨の通知があり、三月十八日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

総務企画委員会

(1) 請願第三号 迎撃ミサイルシステム「地上イービス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備は認めないことに関する決議について

(2) 請願第五号 秋田県議会に「イービス・アショア」配備反対の意思表示を求める請願について

(3) 請願第六号 イービス・アショアを秋田市新屋に配備することは認めないとの意思表示を求める請願について

(4) 請願第一二号 県議会として、秋田市新屋への地上イービス配備反対の意思表示を求める請願について

(5) 請願第一三号 秋田県議会として、イービス・アショアの秋田市新屋配備は認めないとする意思表示を求める請願につ

いて

(6) 請願第一四号 秋田市新屋へのイービス・アショア配備計画の撤回を国に要請する請願について

(7) 請願第一五号 陸上自衛隊新屋演習場へのイービス・アショア配備計画の撤回を求める請願について

(8) 請願第二〇号 新屋への陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イービス・アショア」配備計画に反対を求める請願につ

(9) 請願第二一号 陸上自衛隊新屋演習場にイービス・アショアを配備する計画は認められないとする意思表示を全会派で行い国への働きかけを求める請願について

(10) 請願第二二号 地上配備型迎撃システム「イービス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

(11) 請願第二三号 地上配備型迎撃システム「イービス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

(12) 請願第二四号 地上配備型迎撃システム「イービス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

(13) 請願第二五号 地上配備型迎撃システム「イービス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

(14) 請願第二六号 地上配備型迎撃システム「イービス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

(15) 請願第二七号 地上配備型迎撃システム「イービス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

願について

- (16) 請願第二八号 地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の

陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

願について

- (17) 請願第二九号 地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の

陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

願について

- (18) 請願第三〇号 地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の

陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

願について

- (19) 請願第三一号 地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の

陸上自衛隊新屋演習場への配備計画撤回を求める請願について

願について

教育公安委員会

- (1) 請願第二号 高等学校の現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について

請願第七号 義務教育費国庫負担制度二分の一還元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について

請願第一一号 秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について

- (3) 請願第一一号 秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について

【令和二年第一回定例会（二月議会） 請願審査（委員会） 結果表は巻末に登載】

（委員会） 結果表は巻末に登載】

監査報告書

登載省略

議員派遣一覧

一 令和二年度東北中央自動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協議会理事会、令和二年度日本海沿岸東北自動車道建設促進青森・秋

田・山形・新潟四県議会協議会理事会及び令和二年度羽越・奥羽本線

等高速化促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会理事会

(1) 派遣の目的 令和二年度右記三協議会理事会に出席のため

(2) 派遣期間 令和二年五月十二日（火）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 北林丈正議員（三協議会の常任理事）、

渡部英治議員（三協議会の理事）

二 第三百三十八回北海道・東北六県議会議長会議

(1) 派遣の目的 第三百三十八回北海道・東北六県議会議長会議に出席のため

(2) 派遣期間 令和二年五月十九日（火）

(3) 派遣地 宮城県

(4) 派遣議員 佐藤賢一郎議員（副議長）

●議長（加藤鉦一議員） お諮りいたします。日程第一、議案第百十八号

は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議

ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第百十八号秋田県教育委員会教育長の任命についてを

議題といたします。

本案は、秋田県教育委員会の教育長として安田浩幸氏を任命するため、

議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りしますが、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採

決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。

起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（加藤鉦一議員） 起立者全員であります。よって、議案第一百十八号は同意されました。

次に、日程第二、議案第三十七号から日程第八十一、議案第二百十号までの議案八十件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長柴田正敏議員）登壇】

●予算特別委員長（柴田正敏議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、当初予算では、議案第三十七号令和二年度秋田県一般会計予算、総額五千七百九十四億一千四百万円のほか、議案第三十八号、議案第三十九号、議案第四十号、議案第四十一号、議案第四十二号、議案第四十三号、議案第四十四号、議案第四十五号、議案第四十六号、議案第四十七号、議案第四十八号、議案第四十九号、議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第五十三号、議案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十六号及び議案第五十七号、合わせて二十一件であります。

今回の当初予算案は、重点施策推進方針等を踏まえ、折り返しを迎える「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」のさらなる加速化を図るための施策を重点的に推進することを基本にして計上されております。

また、追加付託された補正予算関係は、議案第一百十六号令和元年度秋田県一般会計補正予算（第七号）及び議案第一百十七号令和二年度秋田県一般会計補正予算（第一号）の二件であります。

はじめに、令和元年度一般会計補正予算案は、決算見込みによる事業費の減について計上されており、四億二千六百六十七万円の減額であります。これにより、令和元年度の補正後の予算総額は、五千九百三十七億

五千六百七十三万円となります。

次に、令和二年度一般会計補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費について計上されており、三億七千四百九十九万円の増額であります。これにより、令和二年度の補正後の予算総額は、五千七百九十七億八千五百四十九万円となります。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査において、それぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「障害者雇用事業」、「県・市町村の協働・連携加速化事業」、「国際教養大学施設設備等整備事業」などについて質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「健診受診率向上総合対策事業」、「新興感染症対策事業」、「動物にやさしい秋田推進事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」、「農産物グローバルマーケティング推進事業」、「秋田牛輸出拡大強化事業」などについて質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「秋田の眠れる魅力発見・発信事業」、「東京オリ・パラを契機とした誘客促進事業」、「小規模企業者体質強化支援事業」、「商業活性化・人材育成支援事業」などについて質疑がありました。

また、建設分科会では、「建設産業担い手確保育成支援事業」、「県南地区広域汚泥資源化事業」、「県有建築物省エネルギー推進事業」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「高齢者安全・安心アドバイザー事業」、「ふるさとあきた高校生将来設計支援事業」、「秋田型教育留学推進事業」などについて質疑がありました。

次に、総括審査についてですが、はじめに、「新型コロナウイルス感

染症への対応について」であります。

現在、新型コロナウイルス感染症に関する総合的な対策は、県の幹部で構成する秋田県危機管理対策本部が指揮しているが、感染症に関する専門家による意見、助言を取り入れるための組織を整備する必要があるのではないかとただしたのに対し、当面は県内の医療提供体制の整備が喫緊の課題である。また、患者の搬送や入院の調整、感染が拡大した際の全般的な医療提供体制の見直しなども必要になる。こうした県内の医療資源を幅広く動員する必要がある課題について、近日中午に専門家チームによる協議機関を立ち上げ、迅速、適切に対応できる体制の整備に努めているとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げ減少に直面している中小企業者の資金繰り等に対し、有利な条件の融資制度ができた場合、既に借り入れている制度から移行することは可能か。また、様々な融資制度について、柔軟な対応に加え、事業者の要望に沿った的確な情報提供や指導が重要であるが、どのような体制のもとで行っていくのかとただしたのに対し、県の制度融資の枠組みの中で、有利な融資に借換えすることが可能であるほか、金融機関のプロパー資金についても、借換え等について弾力的な対応を行うよう求めていると考えている。事業者に対しては、商工団体等において、企業の金融支援を担当する経営指導員等から、最も的確な融資を指導、提案ができるよう、関係機関や市町村、金融機関等と情報を共有しながら取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、「大館能代空港の増便について」であります。

国土交通省が実施している羽田発着枠政策コンテストにおいて、副知事がプレゼンテーションに赴くなど、県の熱意を感じるが、コンテストではどのようなことを訴えてきたのかとただしたのに対し、羽田空港と地方空港を結ぶ路線を拡大することにより地方創生につなげていこうとする今回のコンテストの趣旨を踏まえると、本県が提案した大館能代空

港は最もふさわしい路線であり、企業立地や再生可能エネルギーの拠点化、農業振興等、様々な人口減少対策を展開する上で、首都圏からの往來の利便性の向上を図ることが非常に重要であると強く訴えてきたものである。今回の提案に至るまでには、地元自治体と連携した取組により、利用者数の増加につなげてきた背景があり、コンテストの結果いかんにかかわらず、地元とともに、利用促進に向け、なお一層取組を強化していくことが大切であると考えているとの答弁がありました。

次に、「第二期あきた未来総合戦略について」であります。

女性の社会減対策については、女性が秋田で誇りをもって働ける場を増やしていくことが重要であり、これまでの働く女性の傾向は、仕事を優先するキャリア重視と、仕事よりも家庭やプライベートの時間確保を優先するライフ重視で捉えてきたが、最近では、仕事にもプライベートにも意欲的に取り組みたい女性が増えてきており、このような状況の変化をしっかりと踏まえた事業が今後必要になってくると思われるがどうかとただしたのに対し、女性が社会で活躍するためには、男女共同参画の意識をあらゆる世代において共有していくことが重要と考えている。このため、全ての面で女性が活躍できる環境づくりを進めていくとともに、女性を積極的に活用する企業マインドの醸成を図ることが大事だと思っている。また、最近では、女性の仕事や家庭、プライベートに関する意識が多様化していることを踏まえ、少し違った角度から、秋田ならではの戦略や事業支援等を検討してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「人口減少問題について」、「イージス・アショアについて」、「特色ある高校づくりについて」などに関して質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第三十七号、議案第四十八号、議案第五十四号及び議案第五十五号、以上四件については、賛成多数をもって、議案第三十八号から議案第四十七号まで、議案第四十九号から議案第五十三号まで、議案第五十六号、議案第五十七号、議案第一百十六号及び議案第一百十七号、以上十九件については、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告を申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【十四番（総務企画委員長鈴木健太議員）登壇】

●総務企画委員長（鈴木健太議員） ただいま議題となりました、議案第五十八号、議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案第六十二号、議案第六十三号、議案第六十四号、議案第六十五号、議案第六十六号、議案第六十七号、議案第六十八号、議案第六十九号及び議案第七十号、以上十三件について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第五十八号は、高等学校等を退学し、再び入学した者であつて、その通算した在学期間が高等学校等就学支援金の支給期間を超えるものに対する就学に係る支援金の支給に関する事務の効率化を図るため、同事務を個人番号を利用することができる事務にしようとするものであります。

議案第五十九号は、地方独立行政法人法の一部改正により、地方独立行政法人の役員等の当該地方独立行政法人に対する損害を賠償する責任の一部の免除に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第六十号は、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定の整備を行おうとするものなどであります。

議案第六十一号は、病害虫防除員を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第六十二号は、危機管理に関する事務を一元的に推進するため、高圧ガス等の保安に関する事務を総務部の分掌事務にしようとするものであります。

議案第六十三号は、地方自治法の一部改正により、知事等の県に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第六十四号は、地方公務員法の一部改正に伴い、給料を支給される非常勤の職員の公務上の災害等に係る補償基礎額を定めようとするものであります。

議案第六十五号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再検査の申請をする者から手数料を徴収しようとするものなどであります。議案第六十六号は、秋田県固定資産評価審議会の効率的な運営を図るため、同審議会の委員の任期を改めようとするものであります。

議案第六十七号は、知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、福祉パッケージに係る権限移譲対象事務に、秋田県受動喫煙防止条例第十三条第一項の規定による事務を加えようとするものなどであります。

議案第九十二号は、令和二年度の包括外部監査について、委託契約を締結しようとするものであります。

議案第九十九号は、地方税法の一部改正に伴い、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税について課税方式の見直し等を行おうとするものなどであります。

議案第二百二十三号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行により、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、議案第五十八号及び議案第二百二十三号について討論を行い、採決の結果、議案第五十八号及び議案第二百二十三号は、賛成多数をもって、議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案第六十二号、議案第六十三号、議案第六十四号、議案第六十五号、議案第六十六号、議案第六十七号、議案第六十八号及び議案第六十九号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

あきた未来創造部関係の国の特定地域づくり事業についてであります。企業において働き手が必要であれば、特定地域づくり事業協同組合から職員の派遣を受けなくても、企業が自ら働き手を集めればいいのではないかとただしたのに対し、人口急減地域には、季節的には人手が不足しても、年間を通して安定的に雇用する体力のない企業もある。このため本事業では、地元の企業が参画して事業協同組合を設立することで、年間を通じた雇用を創出することを狙いとしている。また、当該組合に国と市町村が助成することにより給与水準を引き上げ、県外からの移住を促進して働き手を確保するとともに、地域を活性化させることも目的としているとの答弁がありました。

これに対し、さらに、県内では特定地域づくり事業協同組合がどのくらい設立されると見込んでいるかとただしたのに対し、本事業について説明会を開催したところ、東成瀬村をはじめとして幾つかの市町村が興味を示している。なお、事業の実施に当たっては、市町村の補助が前提であることから、今後、国が本事業に係る制度の詳細や補助要綱等を定めた際には改めて説明会を開催した上で、活用を働きかけてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十九番（福祉環境委員長佐藤正一郎議員）登壇】

●福祉環境委員長（佐藤正一郎議員） ただいま議題となりました、議案第六十八号、議案第六十九号、議案第七十号、議案第七十一号、議案第七十二号、議案第七十三号、議案第七十四号、議案第七十五号、議案第七十六号、議案第七十七号、議案第七十八号、議案第七十九号、議案第九十三号、議案第二百一十一号及び議案第二百二十四号、以上十五件について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第六十八号は、秋田県総合保健センターにおける子宮がん検診の精度の向上を図るため、当該検診に液状化

検体細胞診を導入することに伴い、同センターの婦人科検診に係る使用料の額を引き上げようとするものであります。

議案第六十九号は、大麻取扱者の免許等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げようとするものであります。

議案第七十号は、毒物及び劇物取締法の一部改正等により、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者等から手数料を徴収しようとするものであります。

議案第七十一号は、覚せい剤施用機関の指定等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げようとするものであります。

議案第七十二号は、麻薬卸売業者の免許等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げようとするものであります。

議案第七十三号は、薬局開設の許可等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げようとするものであります。

議案第七十四号は、大学等における修学の支援に関する法律の施行により、秋田県立衛生看護学院の授業料及び入学料の徴収の猶予等に関する規定の整備を行おうとするものであります。

議案第七十五号は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第七十六号は、秋田県環境保全センターの拡充に伴い、産業廃棄物の処理に要する費用の適正な負担を確保するため、同センターの使用料の額を引き上げようとするものであります。

議案第七十七号は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第七十八号は、食品衛生法の一部改正に伴い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第七十九号は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に関して識見を有する者のうちから、自然環境保全推進員を委嘱しようとするものであります。

議案第九十三号は、令和二年度自然公園事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

議案第二百一十一号は、秋田県環境保全センターD区II期処分場造成工事について、工事請負契約を変更しようとするものであります。

議案第二百二十四号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、議案第二百二十四号について討論を行い、採決の結果、議案第六十八号外十四件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、健康福祉部関係の「第三期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（案）の概要について」であります。

養育費確保対策の検討について計画に盛り込まれている。個人の領域に立ち入る部分もあり、難しい問題であるが、行政として、具体的にどのような対策を考えているのかとただしたのに対し、各市町村と連携し、離婚届を扱う窓口で養育費に関するパンフレットを配布してもらうなど、養育費に関する制度の周知を図ってまいりたい。また、養育費に関する相談体制の充実も図りたいと考えている。例えば、秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける法律相談のPRを行うとともに、各福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員の資質向上を図り、養

育費の相談にも応じられるような体制を整備してまいりたいとの答弁がありました。

次に、生活環境部関係の「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン（案）について」であります。

クマの生息数が増加する懸念もあるが、本県が目指す共生の姿を実現するため、どのように取り組んでいくのかとただしたのに対し、策定したビジョンは、クマの生息が多く、また、マタギ文化の長い歴史がある秋田県としての共生の姿を示したものであり、生息地ではクマを尊重する一方、人の生活圏には侵入を許さず管理することを基本理念や基本方針としている。今後は、この理念や方針に基づき、共生実現のための取組について順次具体化し、本県が目指す共生の姿の実現に向け取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【十五番（農林水産委員長佐藤信喜議員）登壇】

●農林水産委員長（佐藤信喜議員） ただいま議題となりました、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、以上三件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第九十四号、議案第九十五号及び議案第九十六号は、当該事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第九十四号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、「令和二年度農林水産部関係機関の組織改正について」であります。

秋田米新品種「秋系821」について、トップブランドとしての地位

の確立に向け、新たに「秋田米ブランド推進室」を立ち上げるとのことだが、具体的にはどのような体制を考えているのかとただしたのに対し、これまで、水田総合利用課内に秋田米ブランド推進班を設置し、班長を含めて、技術職三名、事務職一名の合計四名体制で業務を行ってきた。

来年度からは、作付推奨地域や出荷基準等の設定のほか、ブランド化に向けた流通・販売対策や知名度向上に向けた戦略的な情報発信などを集中的に実施することから、さらに技術職二名、事務職一名を増やし、室長を含めた七名の体制に強化し、将来の秋田米を担う重要なプロジェクトに万全の体制で取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、「秋田米新品種ブランド化戦略（案）の策定について」であります。

新品種の本県の農業産出額への寄与度はどの程度と見込んでいるか。また、作付推奨地域は、気象データや栽培試験結果で線引きされるようだが、生産者の登録制度はどのように運用するのか。また、新品種の生産にはきめ細かな指導が欠かせないと思うが、普及指導員やJAの営農指導員が減少している中、技術指導体制をどう考えているのかとただしたのに対し、新品種の商品数量は最終的に四万トンと、秋田米全体の約一割を想定しており、この量があきたこまちから切り替わった場合、農業産出額は約十億円増加すると試算している。また、新品種が秋田米全体の評価を底上げする牽引役としての役割を担うことで、秋田米の国内シェアの拡大にもつなげてまいりたい。生産者の登録制度については、ブランド米としての地位の確立に向け、安定的に高い品質を維持できるように、技術力の高い生産者と検査・保管能力のある集荷業者で生産団体を組織するとともに、食味等の品質・出荷基準を設け、基準をクリアする米のみを流通させるものである。また、生産団体には、種子譲渡の禁止や区分出荷の実践、販売計画と実績の報告などを求め、不適切な事案が発生した場合は登録を取り消すなど、制度の実効性を確保していく。技術指導については、県域及び地域段階に技術指導チームを設置し、裁

培マニユアルなどにより統一性を確保しつつ、地域の実状に応じながら実施するほか、優れた技術を有する先導的な生産者をマイスターとして委嘱し、新規生産者等へのアドバイスをを行うなど、きめ細かな指導ができる体制を構築してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、流通・販売対策及び情報発信については、商品訴求力向上のため、食味ランキングの特Aを狙うべきだと思うがどうか。また、新品種のプロモーションについて、全国の消費者や実需者の心をつかむためには、名称の募集・決定を契機とした周知キャンペーンなどの際に、実際に食べてもらう機会をつくるのが大事だと思うが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、どのように対応するのかとただしたのに対し、新品種の食味ランキングについては、令和二年産と三年産を参考出品する予定である。平成二十七年から平成三十年まで委託していた食味評価では、平均で総合評価値〇・七と、一般に特A相当と言われる〇・四を大きく上回る高い水準であったことから、積極的に特Aを狙ってまいりたい。新品種のプロモーションについては、本県ゆかりのタレントやスポーツ選手、文化人をはじめ、県内の立地企業や県人会など様々なネットワークを活用するとともに、テレビやインターネット等のマスメディアを利用して積極的に情報発信していく。これと併せて、県内外に広くサンプル米を配付したり、実際に試食していただくことも大切であると考えている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、イベントを開催しての試食が難しい場合は、テレビ等のマスメディアを活用した集中的なPRや、県産農産物等の提供を行っている飲食店、社員食堂等で試食を実施するなど、状況を踏まえながら対応してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【十七番（産業観光委員長鈴木雄大議員）登壇】

●産業観光委員長（鈴木雄大議員） ただいま議題となりました議案第八

十号について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十号は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うおととするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第八十号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、観光文化スポーツ部関係の「新スタジアム整備に向けた諸課題の調査・研究について」であります。

このたびの最終報告においては、「八橋運動公園を含む三候補地への整備は困難」との結論となっているが、特に八橋については、従来、秋田市から同意できない旨の考えが示されていたことを考慮すると、もつと早期に結論を出すことができたのではないかと。また、新たな候補地などについて、今後、どのように検討を進めていくのかと。ただしたのに対し、昨年度の新スタジアム整備構想策定協議会で、秋田市内の市街地においては、「八橋運動公園、秋田プライウッド敷地、秋田大学敷地」以外に適切な候補地はないことが確認されたほか、八橋を適地とする意見が多かったところである。これを踏まえ、今年度は、三候補地における整備の可能性について、課題解決策を丁寧に検討し、見極める必要があったことから、結論まで一定の時間を要したものである。新たな候補地については、秋田市の「まちづくり」という観点から、市が主導して選定を行うこととなるが、整備主体や財源を含むスタジアム整備に係る事業手法等については、引き続き、候補地の選定状況を踏まえながら、県と市が連携し検討を行ってまいりたいとの答弁がありました。

次に、産業労働部関係の「新型コロナウイルス感染症拡大に係る金融支援について」であります。

県の制度融資である経営安定資金に「新型コロナウイルス感染症対策

枠」を設け、売上げ減少に直面している県内中小企業者に必要な金融支援を行うとのことだが、今後、さらにマイナスの影響が広がった場合、追加的な対策を講じる必要があると考えるがどうかと。ただしたのに対し、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況の中、県内中小企業者においても、飲食業や観光業などを中心に、売上げ等にマイナスの影響が出ているが、このような中小企業者の資金繰りを支援するため、今回、新たな融資枠を緊急的に創設したものである。新型コロナウイルス感染症による状況は、刻一刻と変化しており、そういった状況を見極めつつ、仮に、この影響が長引くようであれば、必要に応じて、融資枠をさらに拡大することを含め、追加的な対策を検討していく必要があると認識しているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【十六番（建設委員長今川雄策議員）登壇】

●建設委員長（今川雄策議員） ただいま議題となりました、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十四号、議案第八十五号、議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号、議案第九十一号、議案第九十二号、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、議案第九十七号、議案第九十八号及び議案第九十九号、議案第一百号、議案第一百零一号、議案第一百零二号、議案第一百零三号、議案第一百零四号、議案第一百零五号、議案第一百零六号、議案第一百零七号、議案第一百零八号及び議案第一百零九号、以上二十件について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十一号は、県が管理する道路の占用料の額の改定により、都市公園の占用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

議案第八十二号は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行により、県が管理する道路の占用料の額を改定しようとするものなどであり、

議案第八十三号は、公営住宅法の一部改正により、不正の行為によつて普通県営住宅又は特定県営住宅に入居した者に対し当該普通県営住宅

又は特定県営住宅の明渡しを請求する場合に徴収する金銭の額の計算に用いる利率を改めようとするものであります。

議案第八十四号は、共同住宅等及び複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定に新たな簡易の評価方法を導入することに伴い、当該評価方法による同計画の認定又は変更の認定の申請に係る手数料の額を引き下げようとするものであります。

議案第八十五号は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の施行により、新たな簡易の評価方法による共同住宅等及び複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定又は変更の認定の申請に係る手数料の額を引き下げようとするものであります。

議案第八十六号は、県が管理する道路の占用料の額の改定により、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定しようとするものなどであり、ります。

議案第九十一号は、地方自治法の一部改正により、監査基準等の公表の方法を定めようとするものなどであり、ります。

議案第九十七号から議案第百六号まで及び議案第百八号の十一件は、当該事業に要する経費の一部を関係市町村等に負担させようとするものであります。

議案第百七号は、河川法第四条第一項の一級河川の指定について、国土交通大臣に意見を述べるため、同条第四項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第百二十二号は、秋田市向浜地内における秋田湾・雄物川流域下水道工事について、工事請負契約を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第八十一号外十九件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、建設部関係の「道路除排雪に係る最低保証について」であります。

今年の冬は記録的に雪が少なかったため、道路の除排雪に携わる事業者からは、収入がないにもかかわらず、固定経費が嵩んで、大変苦しい状況だといった切実な声が上がっております。一般質問でも話題になりましたが、除排雪の稼働がなくても、オペレーターの人件費や保険料、機械のリース料といった固定経費を賄うための最低限の収入を保証する仕組みはつくれないものか。除排雪に係る予算の一部は国庫補助で賄われるため、用途に制約があることは承知しているし、他業種との公平性にも配慮しなければならぬと理解しておりますが、冬期間の住民の安全・安心に係る重大事であることを鑑みて、同様の問題を抱える他の自治体と連携し、最低保証に係る補助金の弾力的な運用を認めるよう国に求めてはどうかとただしたのに対し、現在、他の自治体における支援状況の情報収集を行っているほか、除雪事業は国の補助金が入っているため、どこまでの対応が可能かも含め検討を進めていく必要がある。また、国への要望に当たっては、補助金の用途等に関して、むしろ本県のような雪国の側から国に対して考え方を提案していく姿勢で臨む必要があると考えている。また、民間事業者においては、オペレーターを外部から調達するのではなく、自社の社員にオペレーターの訓練を施し、除排雪の業務がないときは工事現場に投入するといった人員配置の工夫を行っている事例もあることから、そういった民間独自の取組の情報も集めながら、持続可能なインフラの管理体制を構築し、今後のリスクに備えていきたいとの答弁がありました。

次に、建設部関係の「港湾計画について」であります。

秋田県内の主要な港湾である秋田港、船川港、能代港の三港については、今後の洋上風力発電事業の本格化を見据え、どのような役割を期待されているのか。また、県内の港湾の役割分担や連携の仕方についてはどのように考えているかとただしたのに対し、洋上風力発電の本格的な

事業化については本県が全国で最初の事例であり、それに伴う港湾の使用われ方についてはこれまでの知見がないことから、港湾内風力発電施設整備が予定されている秋田港や能代港に限らず、県内の港湾が総出で事業への対応に当たる必要があり、各港湾の整備方針や利用方法、連携の仕方についても、今後、試行錯誤しつつ、ノウハウを積んでいく必要があると考えている。また、クルーズ船の寄港の誘致に目を向けると、現状では、秋田港に寄港が集中しているものの、県内には有望な観光地が点在していることから、船川港、能代港に加え、本荘港にも入港できる様々なサイズのクルーズ船の誘致に向けた港湾環境の整備にも取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、御報告を申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十三番（教育公安委員長高橋武浩議員）登壇】
●教育公安委員長（高橋武浩議員） ただいま議題となりました、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号及び議案第二百二十号、以上五件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十七号は、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に資するため、幼児期の教育及び保育の無償化に係る臨時の事業を「秋田県子育て支援等臨時対策基金」の対象事業に加えるとともに、同基金の設置期限を延長しようとするものであります。

議案第八十八号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行により、幼保連携型認定こども園の職員に関する基準の特例の期限を延長しようとするものであります。

議案第八十九号は、児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改めようとするものであります。

議案第九十号は、古物営業法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うおとするものであります。

議案第二百二十号は、現下の経済状況に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講じようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第八十七号外四件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

教育委員会関係における「学校における教職員の働き方改革」についてであります。

昨年の臨時国会において、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」の一部改正により、教員の時間外勤務を週四十五時間以内、年間三百六十時間以内とする指針が、文部科学省から示されたところである。各都道府県においては、条例や規則を定めることにより、その実効性を担保するよう求められているとのことだが、本県はどのように対応することとしているのかとただしたのに対し、県教育委員会では、平成三十年三月に多忙化防止計画を策定し、教員の勤務時間管理の徹底、抜本的な業務改善、さらには、部活動指導の負担軽減などに取り組んできている。まずは、学校現場における業務の見直しや効率化を徹底するとともに、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」や「運動部活動指導員配置事業」などにより、非常勤職員等を学校現場に配置し、教員の負担軽減を図ることで、児童生徒への指導や教材研究に集中できる環境の整備に努めてまいりたい。また、具体的な条例等の制定については、今後、市町村教育委員会とも協議しながら検討してまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、さらに、現在、学校現場では教員の自己申告により、勤務時間の管理が行われていると聞かすが、これでは、勤務実態を正確に把

握できていないのではないか。また、指針が示す、時間外勤務縮減の実効性を担保するためには、例えば、民間企業のように、出勤・退勤の管理にICT等を活用することにより、時間管理を厳正に行うべきと思うがどうかとただしたのに対し、県立高校では、今後、カードリーダー等を用いたシステムを導入したいと考えており、客観的かつ正確な勤務実態の把握に努めてまいりたい。また、真に必要な業務のために時間外勤務をすることは当然あるため、単なる時間外勤務の縮減を目的化するのではなく、メリハリをつけた時間意識の醸成に努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 質疑はないものと認めます。討論を行います。

十番加賀屋千鶴子議員、二十八番東海林洋議員、以上二名からそれぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、十番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました、議案第三十七号令和二年度秋田県一般会計予算はじめ、予算議案四件、議案第二百二十四号秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例案、ほか一件の条例案に反対の立場から討論いたします。

昨年十月の消費税一〇％への増税によって、国民の暮らしや営業は大きな打撃を受けています。県内の影響については、県税収入を今年度比で約十九億円、二・一％の減額と見込んでいることから明らかです。お隣の山形県では老舗百貨店が破産し、全国で次々と百貨店・スーパー

が閉店するなど、苦境に立たされています。しかし、政府の二〇二〇年度予算は、深刻化している暮らしや経済の実態を顧みず、苦境打開の方策が盛り込まれていません。大企業優遇はそのまま、軍事費は二〇一五年度以降六年連続で「過去最高」を更新する大軍拡を推し進める予算となっています。このような国家予算のもとで編成された新年度予算です。

予算の総額は、五千七百九十四億円で五十三億円増となっていますが、教育の無償化や新年度からスタートする会計年度任用職員制度など、国の制度創設によるもので、財政運営が楽になる要因ではありません。社会保障の自然増、また、「子育て支援は全国トップクラス」とよく言われますが、民生費は減っています。今年度比で、金額では約十九億四千万円の減額で、歳出全体に占める割合は一三・九％から一三・四％になり、額・率ともに下がっています。総務企画委員会の質疑で、財源を有効に使うということから、社会保障関係経費の積算方法を変えた結果だとの説明でした。必要な予算は確保していると理解していますが、私は、財政運営の厳しさが増している結果でもあると受け止めました。知事説明でもあるように、「引き続き厳しい財政状況が続く」との認識に立って、不要不急の事業は見直し・中止し、実施する事業を、県民の命と暮らしを守り、地域経済の底上げのために思い切った予算の使い方をすべきです。

今、新型コロナウイルスの感染症により、県経済、日本経済が深刻な打撃を受けていますが、一層そのことが強く求められています。その点で、地域経済への波及効果が高く、大きく貢献してきた住宅リフォーム助成事業の一般住宅対象を廃止することは、納得できません。家計と中小・零細企業にお金が回るよう支援すべきです。また、農業についても、小規模・家族農業への支援を進めるべきです。

「所得が好循環する経済構造への転換」と知事は言っていますが、地域の隅々までを想定しているでしょうか。例えば、再生可能エネルギーの推進でも、大規模化だけに目が向いていませんか。風力でも水力でも、

小規模な事業を積極的に支援することが大事です。地元の多くの企業や県民が関わられるようになります。成瀬ダム、鳥海ダムの建設の負担金が増え、国直轄河川事業負担金約六十八億五千六百万円のうち、五十億二千万円に上っています。以前、県南の建設業の方から、ダム工事が始まって、その仕事はほとんど入ってこないと聞きました。不要不急の大型公共工事は見直し、中止すべきです。今後、洋上風力発電推進のため、能代港を基地港にすることを目指していますが、国直轄事業といえども、県は負担金を求められません。総事業費が幾らになるのか未定との説明でした。私は、再生可能エネルギー推進の立場ですが、慎重に判断すべきです。その財源は、県民の生活防衛と中小・零細企業への強力な支援に回すべきです。

児童虐待防止、また、発達障害支援など、これまで私が一般質問や総括審査で求めてきた分野の新事業など歓迎するものもありますが、これまで述べてきたことから、一般会計予算には賛成できません。また、関連する議案第四十八号、第五十五号についても反対です。

議案第五十四号令和二年度秋田県国民健康保険特別会計予算についてです。

国保は、ほかの医療保険に比べ、保険料が高いことが大きな問題です。そのため、市町村が法定外の繰り入れをして負担軽減を図っている自治体があります。国は、新年度から、保険者努力支援制度交付金を使って繰り入れをしている自治体にペナルティーを与えることを本格化しようとしています。住民の命を守るために努力している自治体に支援をすることこそ、本来求められています。国の制度のもとで行うことではありませんが、認めることはできません。予算編成に当たった職員の皆さんの努力は多とするものですが、これまで述べてきたことから、この四件の予算案には反対します。

議案第二百二十四号秋田県新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例案についてです。

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法の対象に加えるという改定を受け、県の対策本部も、新型コロナウイルス感染症を対象に追加するというものです。新型コロナウイルスは、日々感染が拡大し、国民の不安は高まっており、感染拡大を防止するための科学的根拠に基づいた適切な対応が求められています。特措法には、首相の「緊急事態宣言」によって、外出の自粛要請や、多数の人が利用する施設の使用や、その施設を使つての催し物の開催を制限・停止するよう要請・指示できることが盛り込まれています。また、土地所有者の同意なしの臨時医療機関開設のための土地使用など、私権制限を行えるものになっています。基本的な人権を制約し、経済活動に大きな影響をもたらします。さらに、私権制限がもたらす人権侵害に対する救済措置や経済的な補償はありません。首相の緊急事態宣言の「重篤」、「相当程度重い」、「蔓延」の基準は不明確で、これらを判断する上で、医療関係者などの専門家の意見を聞くことを義務づけていません。基本的な人権にも関わる重大な問題をもっているものであり、短時間の国会審議で可決をしました。緊急性を言うかもしれませんが、特措法改正がなされていなくても対応してきたではありませんか。

議案第二百二十三号は、派遣された職員に手当を支給することは当然のことですが、前に述べた百二十四号に関連することから反対をいたします。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（加藤鉦一議員） 二十八番東海林洋議員の発言を許します。

【二十八番（東海林洋議員）登壇】

●二十八番（東海林洋議員） みらい会派の東海林です。

議案第三十七号令和二年度秋田県一般会計予算並びに議案第二百二十七号令和二年度秋田県一般会計補正予算（第一号）について、賛成の立場から討論をいたします。

一般会計当初予算の総額は、五千七百九十四億円であり、前年当初比

では〇・九%の伸びとなっておりますが、平成二十九年度から四年連続で六千億円を下回っており、財政規模が年々縮小していくことに、県勢全体が衰退していくような不安を感じております。

今回の当初予算の特徴は、人口減少に起因する各種問題への対応や、急速に進行している高齢化、少子化という社会環境の中で、必要な施策・事業を実施し、県勢の維持・発展を目指しているものと思えます。

その内容は、秋田県の希望ある将来を見据えて、「未来への投資」として、「稼ぐ力」や「人」、「健康、安全・安心」への投資を中心に、並行して第二期あきた未来総合戦略を推進していくことにより、人口減少に歯止めをかけ、活力ある秋田を実現することを目的としています。総体的には、バランスのとれた構成であり、特に、航空機システムの電動化開発など、県内大学と産業創出を図る新規事業も含まれており、妥当なものと思えます。

予算の執行に当たって留意していただきたいのは、委託事業が増加していることとあります。民間の活力を活用することは重要であり、効果のあることですが、任せ切りで、最終的に、見込んだ実績が上げられず、目的が達成されていないケースが、予算審議を通じて相当数見受けられました。このほか、国庫補助金の大幅な減少となった事業もあります。限りある財源で最大の効果を発揮できるよう、職員が目的達成を目指して積極的に関わるよう求めたいと思えます。

また、我が国の弱点であるエネルギー資源、食料自給率について、本県は、その両方の資源に恵まれた環境を有しています。この分野の研究から実践について、日本の中心となるような雄大な構想を持ち、計画を策定することも必要であると考えます。

一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための医療体制の整備が中心であり、当然必要なものですが、この問題に関しては、今後とも幅広い分野での迅速な対応が求められるものと推察されます。

当初予算の確実な執行と、新型コロナウイルスへの対応について、万全を期すように意見を添え、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございます。

●議長（加藤鉦一議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第三十七号、議案第四十八号、議案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十八号、議案第二百二十三号及び議案第二百二十四号、以上七件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案七件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（加藤鉦一議員） 起立者過半数であります。よって、議案第三十七号、議案第四十八号、議案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十八号、議案第二百二十三号及び議案第二百二十四号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案七十三件について一括し、採決いたします。以上の議案七十三件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。議案第三十八号、議案第三十九号、議案第四十号、議案第四十一号、議案第四十二号、議案第四十三号、議案第四十四号、議案第四十五号、議案第四十六号、議案第四十七号、議案第四十九号、議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第五十三号、議案第五十六号、議案第五十七号、議案第一百十六号、議案第一百七号、議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案第六十二号、議案第六十三号、議案第六十四号、議案第六十五号、議案第六十六号、議案第六十七号、議案第六十九号、議案第

九十二号、議案第六十八号、議案第六十九号、議案第七十号、議案第七十一号、議案第七十二号、議案第七十三号、議案第七十四号、議案第七十五号、議案第七十六号、議案第七十七号、議案第七十八号、議案第七十九号、議案第九十三号、議案第二百一十一号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、議案第八十号、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十四号、議案第八十五号、議案第八十六号、議案第九十一号、議案第九十七号、議案第九十八号、議案第九十九号、議案第一百号、議案第一百一号、議案第一百二号、議案第一百三号、議案第一百四号、議案第一百五号、議案第一百六号、議案第一百七号、議案第一百八号、議案第一百二十二号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号及び議案第二百二十号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第八十二、請願審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。請願第三十二号は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本請願は、委員会の決定のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。請願第三十二号は、採択と決定されました。

お諮りいたします。日程第八十三、意見書案第一号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【上程意見書案は巻末に登載】

●議長（加藤鉦一議員） 日程第八十三、意見書案第一号イージス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

【二十二番（沼谷純議員）登壇】

●二十二番（沼谷純議員） 次の世代につながる会の沼谷純です。

意見書案第一号イージス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書案について、提出に係る趣旨説明をいたします。

本意見書案は、イージス・アショアの新屋演習場への配備に関し、令和元年度としては、四回目の意見書案の提出となるものであります。撤回を求めるものとしては、去る九月議会に提出をさせていただきました意見書案と目的を同じくするものであります。昨年九月の時点から情勢が大きく変化したものと考え、再度、本日御提出をさせていただきます次第であります。

その情勢変化については、昨日の総務企画委員会でも御意見がありましたし、本意見書案の内容の方にも記載をさせていただいているところですが、一つには、一月末に佐竹知事及び穂積市長が防衛大臣と御面会をされ、地元自治体の首長、県民・市民の代表として、新屋配備は理解できない、許容できないという意思を明確に伝達されたということでもあります。

また、二点目としては、自民党会派の皆様におかれましては、これまで、再調査あるいは再説明を待つべき、あるいは、代替地がなければ反対はできないといったお考えにより、新屋演習場への配備の是非については態度を明らかにしてこられなかったわけですが、去る二月十二日に

は、自民党秋田県連の方々が菅官房長官、そして河野防衛大臣に御面会をされ、新屋配備には無理があるということを明確に伝達されたという、新たは動きがあったことであります。これはつまり、再調査の結果を待たずとも、他の代替地が見つかっていない現状においても、少なくとも「新屋は無理だ」と、この御意思を自民党として明確にされたということであり、これまでの態度、主張とは大きな転換があったものと私は受けとめております。

そして、三点目としては、この意見書案提出のタイミングには間に合わず、記載しておりませんが、四万人を超える署名などを受け止め、秋田市議会においては、「イージス・アショアの新屋演習場への配備計画撤回に関する決議」が行われました。この決議では、「住宅地が近すぎるといふ点については、いかに物理的・論理的な説明をもってしても住民の不安払拭には至らず、住民理解は得られない」とされており、今後いかなる再調査結果や再説明があるとしても、それを聞くまでもなく、新屋への配備は無理がある、この意思が示されたものであります。

こうした情勢の変化を受け、県議会としても明確な意思、つまり新屋はだめである意思を示すべき、また、示し得る論理的な環境は十分に整ったものと考え、そしてまた、意見書案の内容についても、先月に自民党秋田県連から防衛大臣に提出をされた要望書の文面を、可能な限り踏襲させていただきました。

また、ゼロベースでの再調査となったことを受け、新屋演習場への配備計画は白紙になったと捉える考え方もあるかと思いますが、防衛省としてはいまだ明確に撤回を表明していないこと、そしてまた、秋田市議会での決議が、計画撤回に関する決議ということでありますので、さきに決議をされた地元自治体である秋田市議会と、その主張のスタンス、歩調を合わせるべきと考え、改めて、計画撤回を求める意見書案といたしました。

しかし残念ながら、昨日開かれた総務企画委員会では、自民党会派の

御意向により、新屋演習場への配備反対を求める各種請願が継続審査とされ、また、本意見書案も御採択をいただくことができませんでした。

「科学的・客観的な再調査結果を待つべき」、あるいは「特定の地域のみ判断するわけにいかない」といった理由でありましたが、そうなりますと、科学的な再調査結果を待たずに、新屋は無理があるとの申入れを、なぜ自民党県連はされたのか。また、他の調査対象地についての国の判断や説明がない中、特定の地域たる新屋のみ無理があるとの申入れをなぜされたのか。同じ人間が、議会の外では新屋は無理といい、議会の中では再調査結果を待ちましょうという、これでは、県民・市民の皆様から到底理解されない言動でありまして、このままでは申入れ自体が政治的パフォーマンスだったのではないかという疑念を持たれかねない、県議会としても大変不本意な状況になるものと考えます。

また、昨日の総務企画委員会では、この意見書案について、「今後の手続に支障が出る可能性がある」との御意見も出されました。もしこの意見書案を採択することで、何らかの支障というものが生じるとするならば、私自身も、今からでもこの意見書案を取り下げべきかと、昨夜一晩悩みましたが、どうしてもそのような支障というものが思い当たらず、今もこの場にあります。是非、誰にとつてのどのような支障や不利益があるのか、それを明確にお示しただければと思いますし、私としては、知事、市長、秋田市議会とは違う姿勢、意思を、この県議会が示すことは、むしろ県議会自身が県民の意思を国に示す、届けることの支障になってしまふのではないかと考えております。自民党会派の皆様におかれましては、こうしたことをいま一度御再考、お考えいただき、本意見書案に御賛同いただけることを心からお願いたしました。私の趣旨説明とさせていただきます。

●議長（加藤鉦一議員） 提出者に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二十五番北林丈正議員、二十七番石川ひとみ議員、十番加賀屋千鶴子議員、以上三名から、それぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、二十五番北林丈正議員の発言を許します。

【二十五番（北林丈正議員）登壇】

●二十五番（北林丈正議員） 自民党派の北林丈正です。

イーリス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書に反対の立場から討論を行います。

イーリス・アショアの配備については、昨年五月に防衛省から調査結果が示され、山口県むつみ演習場と秋田市新屋演習場に配備する方針が示されましたが、新屋演習場については、住宅密集地や学校などに隣接しているため、当初から懸念する声があり、その後の計算ミスの発覚や防衛省の不適切な対応などもあり、県議会としても、昨年六月議会において、「丁寧かつ正確な説明と誠意ある対応を求める意見書」を、また九月議会においては、「住民の安全を最優先することを求める意見書」を国に提出し、防衛省では、現在、そうした意見なども踏まえ再調査を行っているところであります。

本意見書案は、そうした中で、明確な撤回を求めるものでありますが、撤回という言葉の捉え方については様々あると思いますが、法的には「意思表示をしたものがその効果を将来に向かって消滅させること」であり、イーリス・アショアの配備に当てはめれば、一旦撤回した場合、再度出し直す可能性はないこととなります。国の専権事項である防衛に關して、地方がその内容について、例えば今回のように地域の状況をよく理解しないまま進めようとした場合に、そのことを国に意見するということとは当然あつてしかるべきであります。撤回はイーリス・アショア配備計画全体に関わることであり、意見書として国に提出するのは適切ではないと考えます。県議会としては、再調査の結果を詳細に見極

め、慎重かつ冷静に判断していくべきと考えます。

以上の理由から、再調査が終盤を迎えている今議会において、明確に撤回を求める意見書を提出することには反対するものであります。

以上、討論とします。

●議長（加藤鉦一議員） 次に、二十七番石川ひとみ議員の発言を許します。

【二十七番（石川ひとみ議員）登壇】

●二十七番（石川ひとみ議員） 社会民主党派の石川ひとみです。

ただいま議題となりました、意見書案第一号イーリス・アショアの新屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

イーリス・アショアの秋田市新屋演習場への配備計画が出されてから三年目に入りました。住宅密集地であること、学校等が隣接していることなどへの不安から、これまで市民・県民が、個人、団体、地域等それぞれの意思として、秋田県議会に多数の請願を提出してきました。私も、その声、訴えにこたえてほしいと、幾度もこの場で議員の皆様に、新屋配備に反対の請願を採択していただくよう呼びかけてまいりました。しかし、秋田県議会としては継続審査が繰り返され、このたびも、昨日の総務企画委員会では、賛成するでもなく反対するでもなく、継続審査となりました。科学的・客観的な見地による調査結果を待つべき、また、今後の手続に支障をきたすと述べていますが、どういうことでしょうか。新屋の状況は変わるわけではありません。また、前回の調査は二〇一八年秋から二〇一九年三月二十九日までとし、連休明けには報告とあって、五月になつての防衛省調査報告に誤りがあり、改めてゼロベースでの再調査期間も今年の三月二十日までとしていたのが、航空機を使った測量が天候不良を理由に四月下旬に延期となるなど、何を信じればいいのか。

さて、これまで再調査結果を待つとしていた秋田市議会は、今年一月

三十一日に、佐竹知事と穂積秋田市長が、河野防衛大臣に「秋田市新屋陸上自衛隊演習場への配備は無理」と伝えたことや、反対を求める請願に四万二千人を超える県民が署名した等を受け、採択とした意味は重いと云えます。県内二十五市町村議会でもほとんどが採択となっていることから、請願提出者はもちろん、多くの県民は、次は秋田県議会でも採択されるだろうと大きな期待を抱いていました。それゆえに、今度の継続審査との判断には、驚きと落胆を感じ、非常に残念でなりません。

一体、秋田市議会と秋田県議会とで何か違いがあるのでしょうか。私たちは、ゼロベースの調査という言葉に、新屋も含まれてのゼロベースと捉え、不安は拭えないでしたが、「新屋への配備はもうなくなつた」ということがはっきりしたから、秋田市議会は「このたび採択となつたのでしょうか。秋田県議会の継続審査は、「新屋はなくなつた」となれば、県内他の地域へ配備かとの憶測を呼ぶことへの恐れなのでしょう。しかし、皆さん、思い起こしてください。あのデータミスが発覚しなければ、あのまま新屋は「適地」と決定され、配備計画は進んでいたかもしれないのです。そう考えると、私はぞつとします。

時間を置いたことにより、自民党秋田県連役員も「新屋配備には無理がある」と、菅官房長官や防衛大臣に申入れをされたと思います。その決断は尊重されるべきではありませんか。よって、地域住民の不安払拭のためにも、新屋演習場へのイーリス・アショアの配備計画を明確に撤回することを求め、政府方針にある「地元理解が必須」を堅持し、配備を強行しないよう求める本意見書に賛成すべきと私は考えます。秋田県議会議員の皆さん、誠意ある対応をしようではありませんか。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（加藤鉦一議員） 次に、十番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました、意見書案第一号イーリス・アショアの

屋演習場への配備計画について明確な撤回等を求める意見書について、賛成の意見を申し上げます。

秋田市議会は、「イーリス・アショアの新屋演習場への配備計画撤回に関する決議」を三月六日の本会議で決議しました。決議文の最後は、「同演習場への配備計画は撤回するよう強く要請する」と結ばれており、約四万二千筆の反対署名や、新屋勝平地区振興会の決議に賛同する町内会が全市に広がっていることなど、市民・県民の思いを受けた秋田市議会の強い意思が感じられます。最大党派・秋水会の起案だと聞いていますが、大変重いものだと思います。安倍首相も歴代の防衛大臣も、「地元理解が必須」と述べており、この意見書案の内容は、個々のイーリス・アショアや防衛についての考えが違つても、皆さんが賛成できるものではないのでしょうか。しかし、総務企画委員会では、防衛省の調査結果が出る前に「配備計画撤回」と言うのは、「今後の手続に支障をきたす」という意見がありました。誰が行う、どんな手続に支障を及ぼすというのでしょうか。もし、政府・防衛省の配備地選定の手続だしたら、おもんばかる相手が違うのではないですか。

一月三十一日、佐竹知事は穂積市長と河野防衛大臣と面会した際、新屋配備について、県として「理解はできない」と反対の意思を伝えました。続いて二月十二日には、自民党秋田県連の役員が防衛大臣に面会し、新屋配備は「無理がある」と伝え、要望書を提出しました。新屋配備に反対と同義だと報道されています。地元住民だけでなく、広い秋田市民の反対の声や、現在では二十五市町村のうち二十二市町村議会が反対を求める請願・陳情を採択するに至つたという県民世論を踏まえてのことだったのでないんですか。秋田市議会が反対の態度を明確に示し、県民は当然、今度は県議会でも反対の意思表示がされるものと待ち望んでいます。請願を継続審査にし、この意見書案も採択しないとすれば、県民世論を黙殺していると言われても仕方ありません。市民・県民の意思を尊重し、議会の判断を示そうではありませんか。どんな対策を講じ

でも、住宅密集地に隣接している新屋演習場に安全に配備することはありません。

本意見書案への賛同を議場の皆さんに呼びかけ、討論といたします。御清聴ありがとうございます。

●議長（加藤鉦一議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

起立により採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（加藤鉦一議員） 起立者少数であります。よって、意見書案第一号は否決されました。

次に、日程第八十四、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼があります。

お諮りします。本件は、依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、二月議会の案件全部を議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時三十七分散会